

広島県社会福祉人材育成センター 無料職業紹介・取扱対象範囲

1. あっせん対象機関等取扱範囲

1 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所

(社会福祉法人が実施する公益事業、並びに公益法人が実施する高齢者や障害者、児童等を対象とする公益目的事業も含む。)

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、障害者授産・更生施設、救護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、肢体不自由児施設、盲・ろうあ児施設、保育所、社会福祉協議会 など

2 介護保険法に規定する介護保険事業所

(1に含まれる事業所を除く、次の事業を実施する事業所)

介護療養型医療施設、介護老人保健施設(無低老健除く)、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護(ケアハウス除く)、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援、地域包括支援センター

3 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所

(1に含まれる事業所を除く、次の事業を実施する事業所)

日常生活用具給付事業、発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、高次脳機能障害支援普及事業、広域的な支援事業(都道府県相談支援体制整備事業、精神障害者在宅就労促進支援事業)、サービス・相談支援者、指導者育成事業、その他の事業(盲人ホーム事業、社会参加促進事業等)

4 その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等

※想定される施設、事業所等

[児童福祉法]・自治体が認証した保育施設等

[老人福祉法]・有料老人ホーム(老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居を除く)

[高齢者の居住の安定確保に関する法律]

・高齢者円滑入居賃貸住宅 ・高齢者専用賃貸住宅 ・高齢者向け優良賃貸住宅

[障害者の雇用の促進等に関する法律]・特例子会社

5 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所

6 行政が実施する相談所

福祉事務所・児童相談所・更生相談所・知的障害者更生相談所・精神保健福祉センター等

7 1～6以外の社会福祉を目的としない事業を行う事業所

病院・診療所・福祉系学校・認可外保育施設 など

※社会福祉分野の国家資格(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士など)を持つ専門職に限る

(例：病院の医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、福祉系専門学校の教員など)

2. 取扱対象職種

上記の1～6の事業所については、従事するすべての職種

【例】介護職／訪問介護員（ホームヘルパー）／介護支援専門員／生活相談員（指導員）／職業・作業指導員／児童・母子指導員／保育士／福祉活動指導員（社協）／看護師／理学療法士／作業療法士／言語聴覚士／栄養士（管理栄養士）／調理員／運転士／事務員／管理者／施設長 等

※ 7の事業所については、社会福祉分野の国家資格を持つ専門職に限る

3. 取扱対象地域

広島県内全域